

公的年金給付等受給証明書(児童扶養手当用)

【本人記入欄】

日本年金機構 倉敷西年金事務所長 殿

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

公的年金の受給権者

住所
氏名 印
電話番号

代理人

公的年金の受給権者との続柄 ()
住所
氏名 印
電話番号

本人が公的年金を受給

本人氏名
基礎年金番号(10桁) -

児童が公的年金を受給

児童氏名
基礎年金番号(10桁) -

児童が障害基礎年金の子の加算対象

障害基礎年金受給者氏名
基礎年金番号(10桁) -
児童氏名

【機構記入欄】

本人が公的年金を受給	①氏名	②基礎年金番号・年金コード		-	-	
	③公的年金の種類	④受給権発生月		昭和・平成	年 月	
	⑤証明日現在の年金額(年額)※付加年金を除いた額	円	⑥左記の対象期間	平成	年 月 ~	
	⑦付加年金(加入記録の有無及び額)	有・無	(付加年金相当額)	円	⑧厚生年金基金等の加入記録	有・無
	⑨支給停止の状況(有無及びその内容)	有・無		(内容)		
児童が公的年金を受給	⑩児童氏名	⑪基礎年金番号・年金コード		-	-	
	⑫公的年金の種類	⑬受給権発生月		昭和・平成	年 月	
	⑭証明日現在の年金額(年額)	円	⑮左記の対象期間	平成	年 月 ~	
	⑯支給停止の状況(有無及びその内容)	有・無		(内容)		
児童が障害基礎年金の子の加算対象	障害基礎年金受給者(児童の父又は母)について					
	⑰氏名	⑱基礎年金番号・年金コード		-	-	
	⑲受給権発生月	昭和・平成		年 月		
	⑳支給停止の状況(有無及びその内容)	有・無		(内容)		
	子の加算対象となっている児童について					
	㉑子加算対象児童氏名(1)	子加算対象児童氏名(2)	子加算対象児童氏名(3)			
	㉒子加算の対象となった月	昭和・平成	年 月	子加算の対象となった月	昭和・平成	年 月
	㉓証明日現在の子加算額(年額)	円	証明日現在の子加算額(年額)	円	証明日現在の子加算額(年額)	円
㉔上記の対象期間	年 月 ~	上記の対象期間	年 月 ~	上記の対象期間	年 月 ~	
上記のとおり相違ありません。						
平成		年 月 日		日本年金機構 倉敷西年金事務所長 印		

備考

※本様式は日本年金機構に対して公的年金給付等の受給状況を照会する場合に使用してください。また、児童扶養手当の窓口において、受給者本人に対し本様式を交付する際には、証明が必要な事項等を説明してください。

(裏面)

注意

【本人記入欄】について

- 1 「本人記入欄」のみ記入してください。「機構記入欄」は、日本年金機構において記入する箇所ですので、空欄にしておいてください。
- 2 「公的年金の受給権者」欄は、「本人が公的年金を受給」の場合は本人の住所、氏名、電話番号を、「児童が公的年金を受給」の場合は児童の住所、氏名、電話番号を、「児童が障害基礎年金の子の加算対象」の場合は、障害基礎年金受給権者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 3 「代理人」欄は、「公的年金の受給権者」欄に記入した方以外の方がその受給状況について証明依頼をする場合に、代理人の住所、氏名、電話番号及び公的年金受給権者との続柄を記入してください。この場合、運転免許証等、代理人自身の本人確認書類及び委任状(代理人が親権者である場合は、それを証明できる戸籍全部事項証明書に代えることが可能)が必要となります。また、年金受給権者が委任状を記載できない場合であって、代理人が年金受給権者の未成年後見人である場合は、それを証明できる戸籍全部事項証明書が必要となります。詳細につきましては年金事務所にご確認ください。
- 4 公的年金の受給状況に関する証明が必要な項目(「本人が公的年金を受給」、「児童が公的年金を受給」、「児童が障害基礎年金の子の加算対象」)のチェック欄に☑を記入し、それぞれ対象となる者の「氏名」及び「基礎年金番号(10桁)」を記入してください。なお、「本人」とは児童扶養手当の申請者(又は受給者)をいい、「児童」とは児童扶養手当の対象児童をいいます。
- 5 「公的年金を受給」とは、公的年金を受け取ることができることをいい、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受け取ることができる状態にあるときをいいます。
- 6 「児童が障害基礎年金の子の加算対象」とは、本人が児童の母若しくは養育者であって、児童が父に支給される障害基礎年金の子の加算の対象となっているとき、又は本人が児童の父であって、児童が母に支給される障害基礎年金の子の加算の対象となっているときをいいます。

【機構記入欄】について

- 1 ③及び⑫の欄の「公的年金の種類」は、年金コードに対応する年金の種類(老齢基礎・老齢厚生年金、障害基礎・障害厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金等)を記入してください。
 - 2 ④、⑬及び⑰の欄の「受給権発生日」は、裁定請求を行った場合に当該受給権が発生した月をいい、その翌月分から年金が支給されます。
 - 3 ⑤、⑭及び⑲の欄の「証明日現在の年金(子加算)額(年額)」は、支給停止が行われている場合は支給停止後の額を記入してください。また、以下にご留意ください。
 - (1) 公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を記入してください。
 - (2) 在職老齢年金及び雇用保険法等に基づく給付(※)による支給停止が行われている場合は、支給停止後の額を記入してください。
 - (※) 雇用保険法等に基づく給付
 - イ 雇用保険法による基本手当
 - ロ 船員保険法による失業保険金
 - ハ 雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金
 - ニ 船員保険法による高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金
 - (3) 付加年金相当額を除いた額を記入してください。
- 4 ⑥、⑮及び⑳の欄の「左記(上記)の対象期間」は、証明日現在の年金額(年額)の支給が開始された月を記入してください。
 - 5 ⑦の欄の「付加年金(加入記録の有無及び額)」は、付加年金の加入記録の有無及び付加年金相当額を記入してください。
 - 6 ⑧の欄の「厚生年金基金等の加入記録」は、厚生年金基金又は企業年金連合会の加入記録の有無を記入してください。
 - 7 ⑨、⑯及び㉑の欄の「支給停止の状況(有無及びその内容)」は、支給停止の有無を記入してください。また、その内容(支給停止の事由、支給停止額、支給停止期間等)について記入してください。
 - 8 ㉒～㉔の欄については、障害基礎年金の子の加算対象となっている各児童ごとの状況を記入してください。
 - 9 備考欄は、年度の途中で年金額等が変更となることが予定されている場合等に、その旨及びその内容を記入してください。